

## 令和8年度市民税・県民税に関する主な税制改正

令和7年度税制改正において、物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整対策の観点から、給与所得控除の最低保障額の引き上げ、扶養控除等の対象となる扶養親族等の所得要件の引き上げ、大学生年代の子等に関する特別控除(特定親族特別控除)の創設が行われました。

当改正は令和7年1月1日～12月31日までの収入を基礎とする令和8年度以後の市民税・県民税に適用されます。

### 1. 納付所得控除の見直し【対象者】給与収入が190万円以下の方

給与所得者に適用される給与所得控除について、令和7年1月1日から12月31日までの収入を基礎とする令和8年度市民税・県民税から、給与収入金額が190万円以下の方の最低保障控除額が最大10万円引き上げられます。

○改正前と改正後の控除額の比較

給与の収入金額	給与所得控除額	
	改正後	改正前
1,625,000円以下		55万円
1,625,000円超 1,800,000円以下	65万円	給与の収入金額×40%-10万円
1,800,000円超 1,900,000円以下		給与の収入金額×30%+8万円

上記給与所得控除の改正に伴い、家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について、必要経費に参入する金額の最低保障額が65万円(改正前:55万円)に引き上げられます。

### 2. 各種扶養控除等に係る所得要件の引き上げ

令和7年1月1日から12月31日までの収入を基礎とする令和8年度市民税・県民税から、各種扶養控除等の適用を受ける場合における所得要件が10万円引き上げられます。

○改正前と改正後の所得要件の比較

扶養親族等の区分	所得要件	
	改正後	改正前
同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額	58万円以下	48万円以下
配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額	58万円超 133万円以下	48万円超 133万円以下
ひとり親が有する生計を一にする子の総所得金額等	58万円以下	48万円以下
勤労学生の合計所得金額	85万円以下	75万円以下
雑損控除の適用を認められる親族に係る総所得金額等	58万円以下	48万円以下

## 令和8年度市民税・県民税に関する主な税制改正

### 3. 大学生年代の子等に関する特別控除(特定親族特別控除)の創設

従来より、納税義務者に、19歳以上23歳未満である特定控除対象扶養親族がいる場合、その納税義務者の前年の総所得金額等から市民税・県民税では45万円を控除することとされていましたが、令和7年1月1日から12月31日までの収入を基礎とする令和8年度市民税・県民税から、合計所得金額が58万円を超える19歳から23歳未満の親族がいる場合においても、当該親族の合計所得金額に応じて納税義務者が受けられる控除額が遞減していく仕組みが新たに創設されます。

【対象者】 以下のいずれにも該当する人と生計を一にする納税義務者

- ・年齢19歳以上23歳未満の親族(自己の配偶者、他の人の配偶者特別控除の対象となっている人、事業専従者等を除く)
- ・合計所得金額が58万円超123万円以下

※合計所得金額に応じて控除額の適用はありますが、扶養親族としては扱われません。

#### 特定親族特別控除の控除額

特定親族の合計所得金額	納税義務者の特定親族特別控除額
580,001円～ 950,000円	45万円
950,001円～1,000,000円	41万円
1,000,001円～1,050,000円	31万円
1,050,001円～1,100,000円	21万円
1,100,001円～1,150,000円	11万円
1,150,001円～1,200,000円	6万円
1,200,001円～1,230,000円	3万円